

物実査が必要となる。

また、本公開草案で提案されているリースに係る会計処理では、固定資産と同様の会計処理に加えてリース負債の計上、契約変更時の使用権資産・リース負債の再測定が求められている。そのため、固定資産取引に係る業務フローとの差分に加え、経理部門では台帳登録情報に基づく負債計上と、契約変更時の資産・負債の再測定が、本公開草案に従った場合の業務プロセスとして必要になる。

### (3) 部門ごとの業務プロセス

では、本公開草案に従った場合、経理部門、リース資産管理部門では具体的に何を行う必要があるだろうか。

図表2の「II本公開草案に従ったリース取引に係る業務フロー」をもとに、経理部門、リース資産管理部門それぞれで実施が必要と想定される内容を整理した図が、前頁図表3である。

図表3のとおり、業務プロセス単位では図表2の「I現行基準に従ったオペレーティング・リース取引に係る業務フロー」にも存在していた、「契約締結・契約識別」や「契約変更」、「解約」であっても、それぞれリース

として会計処理をする対象契約の識別や、契約変更・解約に基づく台帳更新等、本公開草案を受けて新たな業務が追加となる。

また、オペレーティング・リースに係る取引の資産・負債計上や契約変更時の会計処理の複雑化に伴い、1つの業務プロセスにおける業務量は増加、もしくは業務自体が難化する。

そのため、本公開草案の適用に向

けて業務フローの見直しを行う場合は、業務の実施内容の決定に加え、当該業務を行う想定を担当部門、担当者当該業務を実行可能かといった観点も検討することが重要である。

もし現行のオペレーティング・リース取引に係る業務を担当している部門または人材では実施が困難な場合は、業務の外部委託やシステムの活用による業務の自動化も踏まえ

た、より多角的な要素からの対応方法の検討が必要である。

次章では、本章の図表3にて提示した「II本公開草案に従ったリース取引に係る業務フロー」にならって業務の見直しを行う場合、各業務プロセス単位でどのような業務影響ならびに課題が生じるのか詳細に説明したうえで、生じた課題に対する対応例を紹介する。

## 第2章 経理・資産管理部門の追加負担への対応は 新リース会計基準案による 業務・システムの課題と対応

### 【この章のエッセンス】

- 会計処理の変更に係る業務負荷の増大に対し、経理部門にとどまらず社内での役割分担および業務集約、あるいは外部委託も見据えた検討が有用である。
- リース台帳管理と適正な会計処理については人手での対応が困難な

可能性があるため、積極的なシステム導入またはシステム改修の検討が必要である。

- 現状の想定では、3月決算会社の場合、基準が最終化されてから適用開始まで2年程度であるため、今対応を進められることが可能な「現状調査・影響分析」を実施することは有用である。

### 本公開草案による業務 影響と課題および課題 対応例

前章までの説明のとおり、本公開草案はわが国の会計基準と国際的な会計基準との整合性確保という目的に寄与する一方、リースを利用する